

○江南市の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例

昭和49年12月25日

条例第33号

改正 昭和62年9月26日条例第17号

前文

緑は人間の心のふるさとであり、恵まれた木曾の清流とともに、今日のわれわれの生存と繁栄になくてはならない要素である。

しかしながら、経済の進展は市民生活の向上に貢献をなした反面、緑と生活環境を破壊する結果をもたらしつつある。

わたしたちは、郷土江南市を自然と産業と文化の調和したさらに明るく豊かで住みよいまちに築きあげ、次の世代に引き継がなければならない。

江南市民は、総力をあげて自然環境を保全し、緑化を推進し、より住みよいまちづくりを図るとともに市民ひとりひとりの自覚と協力を期待して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、良好な自然環境が人間にとってかけがえのないものであることにかんがみ、自然環境の保全を図り、併せて市、市民及び事業者が一体となって、自然を愛し緑化を推進することにより、健康で清潔なまちづくりに資することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、自然環境の保全と市内の緑化を推進しなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、日常生活を緑に満ちた潤いのあるものにするため、樹木、花等を大切に育て、この条例の目的にそって緑化に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者（市内において商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その事業活動を行うに当たって、自然環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、市の緑化推進に協力しなければならない。

(緑化計画)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するため、緑化計画を作成しなければならない。

2 前項の緑化計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 緑化基本方針
- (2) 緑地保全実施に関する事項
- (3) 緑化推進実施に関する事項  
(保全地区又は保存樹木の指定)

第6条 市長は、良好な自然環境及び美観風致上必要と認める地区又は樹木を所有者の承諾を得て、保全地区又は保存樹木（以下「保全地区等」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の保全地区等を指定するときは、あらかじめ江南市緑化審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（保全地区等協定書）

第7条 保全地区等の指定に関し、所有者の承諾を得たときは、規則で定める保全地区等協定書を取り交わすものとする。

（団地、工場等における緑化）

第8条 規則で定める基準以上の団地造成にあつては、施行主は、市長と事前協議のうえ、緑化に努めなければならない。

2 市長は、市内に工場を設置している者又は設置しようとする者に対し、必要と認める場合緑地を設置又は樹木を植栽するよう勧告することができる。

（砂利採取の事前協議）

第8条の2 砂利の採取を業として行う者が、砂利の採取を行う場合には、市長と事前協議のうえ自然環境の保全に努めなければならない。

（保全地区等の保存義務）

第9条 保全地区等の所有者（以下「所有者」という。）は樹木等の枯死又は損傷を防止し、その育成に努めなければならない。

2 市民は、保全地区等が大切に保全されるよう協力しなければならない。

（伐採等の届出）

第10条 所有者は、第6条の規定により指定した樹木が枯死又は滅失したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 所有者は、当該樹木を伐採し、又は他に譲渡しようとするときは、あらかじめそ

の旨を市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、前2項の届出があった場合、必要があると認めるときは、当該樹木の伐採若しくは移植又はこれに替わる樹木の補植に関し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定の解除)

第11条 市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めたときは、審議会の意見を聴いて保全地区等の指定を解除することができる。

(助成)

第12条 市長は、保全地区等の保護育成並びに緑化推進に関し、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる。

(緑化審議会)

第13条 緑化に関する事項を審議するため、江南市緑化審議会を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、市議会議員、学識経験のある者及び市の職員のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠のために委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(緑化推進委員)

第14条 市長は、緑化推進について、市民運動の推進を図るため、各種団体の協力を求めるほか、この運動に積極的な意欲を有する者の中から推進委員を委嘱することができる。

(市の木等)

第15条 市の木、市の花及び家庭の花は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 市の木 くろがねもち
- (2) 市の花 ふじ
- (3) 家庭の花 きく

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年9月26日条例第17号）

この条例は、昭和62年11月1日から施行する。